

中部運輸局

平成30年3月13日 14時00分発表

連絡先：
中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 中山、大石、水谷
TEL 052-952-8038
中部運輸局岐阜運輸支局
輸送・監査担当 二輪、金森
TEL 058-279-3714

同時発表：岐阜県政記者クラブ

貸切バス事業者に対する事業許可取消し処分

下記のとおり、一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、平成30年3月13日付けで道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消処分を行いましたので、お知らせします。

記

- 事業者及び営業所
事業者名：徳伸急送 株式会社
住所：岐阜県美濃加茂市牧野字与次郎1748番地の8
代表者：佐藤 伸彦
営業所名：観光部営業所（岐阜県美濃加茂市牧野字与次郎1748番地の8）
- 処分内容
一般貸切旅客自動車運送事業の許可の取消し
（平成30年3月20日をもって取り消す）
- 主な違反条項
道路運送法第27条第4項（輸送の安全確保命令違反）
- 事業許可を取消処分を行った理由
重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により継続的な監視が必要とされた徳伸急送株式会社に対し、岐阜運輸支局が平成29年10月25日に実施した監査において道路運送法等関係法令に違反する事項が確認された。
これらについて、是正状況を確認するため11月21日及び24日に指摘事項確認監査を実施したところ、是正措置が講じられていなかった。
そのため、輸送の安全確保命令により、当該法令違反については是正措置を講ずるとともに、違反内容の是正措置の実施状況を届け出ることを命じたにもかかわらず、当該命令に基づく是正措置の実施状況の届け出がなされなかったことから、平成30年1月9日に再度監査を実施したところ、是正措置が講じられていないことを確認したため。